

国家戦略特区ワーキンググループ ヒアリング（議事要旨）

（開催要領）

- 1 日時 平成 26 年 9 月 8 日（月） 15：40～15：50
- 2 場所 永田町合同庁舎 7 階特別会議室
- 3 出席
 - <WG 委員>
 - 座長 八田 達夫 大阪大学社会経済研究所 招聘教授
 - <関係省庁>
 - 日下部 英紀 政策統括官（経済社会システム）付
参事官（市民活動促進担当）
 - 佐藤 茂宗 政策統括官（経済社会システム）付
参事官補佐（市民活動促進担当）
 - <事務局>
 - 宇野 善昌 内閣府地域活性化推進室参事官
 - 松藤 保孝 内閣府地域活性化推進室参事官

（議事次第）

- 1 開会
 - 2 議事 NPO 法人設立認証申請の迅速化
 - 3 閉会
-

○宇野参事官 それでは時間も参りましたので、国家戦略特区ワーキンググループのヒアリングを開始したいと思います。

今回、8 月末に提案募集を締め切りまして、全体で 206 件の提案が出てまいっております。その中のひとつで NPO の設立にあたっての手続きの簡素化が提案として出てまいりまして、それに対する考え方を内閣府政策統括官 経済社会システム担当の方からご説明いただくと、本日は日下部参事官、それから佐藤参事官補佐においでいただいておりますので、ご説明をお願いしたいと思います。

なお、このワーキンググループは基本的に公開を原則にしておりますが、本日の御議論、資料は公開することよろしいでしょうか。では公開で進めさせていただきたいと思っております。座長、よろしくお願いたします。

○八田座長 お忙しいところお越しくございましてどうもありがとうございます。それでは、早速、御説明をお願いいたします。

○内閣府（日下部参事官） それでは、仙台市の提案に対しての我々の考えを述べさせていただきます。この NPO 法人ですけれども、特定非営利活動法人と正式には言いますけれども、略称 NPO 法人と呼んでいますけれども、認証までの期間と言いますのは特定非営利活動促進法、いわゆる NPO 法ですけれども、申請の受理から 2 カ月間は縦覧しなければならない。その縦覧期間後 2 カ月間以内に、今度は認証または不認証の決定ということで、設立認証の審査をしなければいけない、ということで、合計 4 カ月以内に基本的にはマルかバツか決めなければいけない、という法律になっているところでございます。

仙台市の提案は、我々の理解したところによれば、NPO 法人の設立を促進すべく、設立までの手続きの期間を短縮したい、と。具体的には、縦覧期間が今 2 カ月となっていますけれども、これを省略したい。あわせて、申請があったことの公告も廃止したい、というものと理解しているところでございます。

現行の NPO 法ですけれども、NPO 法自身はいろいろな経緯があつてできたということもありまして、市民による緩やかな監視が基本的な考え方になっておりまして、また議員立法で成立したというものであります。

縦覧期間についてはいろいろ当初は議論があつたところでございまして、完全に省略することについては我々としてはいかがなものかと思つているところでございます。縦覧期間を認めているのは、実質的な準則主義を担保するためということで、準則主義の代わりに縦覧期間がある。いわゆる要件さえそろっていれば設立を認めるというのが準則主義で、実質的な準則主義と縦覧期間はセットだ、というのがこの法律の根幹であると考えているところであります。

縦覧期間の長さについても法律ができたときに、もともとの提案は 1 カ月だったのですけれども、それが国会の議論の中で 2 カ月になったという経緯もあると聞いております。1998 年にできた法律ですが、その当時のこととございます。

一方、仙台市については、現状を我々もちょっといろいろと聞いてみたところ、2 カ月間の縦覧期間中は何をしているかと聞いたら、その間も一応審査を始めている、ということでございました。その期間も含めて合計で 3 カ月、縦覧期間 2 カ月、その後 1 か月の審査を行って、認証までに平均 3 カ月かかる、というのが実態だと聞いています。審査を迅速化して短くするということもあり得るにしても、あまり短くし過ぎるというのはちょっと難しい、ということで、2 カ月以上審査を短縮するのは難しいかな、というような感触を聞いております。申請受理から認証決定までは少なくとも、その間縦覧しようがしまいが 2 カ月くらいはかかる、というのが仙台市の現状ということで、我々は聞いております。

以上を踏まえますと、縦覧期間を完全に省略する、ということは現行法の根幹にかかわるので、いかがなものかと思つておりまして、完全に省略するのではなくて、例えば現行 2 カ月ですけれども、これを 2 週間にするなど短縮というのはありうると思つております。世の中、縦覧期間がどれくらいの期間でやっているか、もちろん 2 カ月というものも世の中にあるんですけれども、2 週間という例も、縦覧という制度そのものについては、別の

制度ですけれどもあります。したがって、2カ月を2週間というのも一つの考えとしてはあるのではないかな、と。申請から認証決定までの期間が制度上は縦覧2カ月、申請2カ月、合計4カ月ということですが、それが縦覧2週間、審査2カ月ということで、2カ月半になる、ということで4割くらいの時間が不要になる。また所轄庁の事務処理も当然迅速化する、と我々思うんですけれども、迅速化すれば、縦覧2週間に審査1か月半で合計2カ月で認証か不認証か決める、ということもできるのではないかな。そうすれば、仙台市の提案に十分沿う形になるのではないかな、と考えています。

なお、公告については、縦覧とセットでございますので、基本的に2週間であろうと縦覧を維持するのであれば、公告も維持する、ということになります。

また、NPO法そのものは議員立法で制定されているということでございますので、仙台市だけではなくて、もし全体、という話になれば、また議員立法で改正していかなければいけない、ということでございます。法改正の施行3年後を目途に見直し、と言われておりますので、今度、来年の4月くらいの通常国会辺りで見直す、ということが法律の附則で今書かれていますので、いずれにせよ、そこら辺の議論というものは国会での議論になると思います。それは仙台市だけではなく、全体の話です。NPO法は、3年前に大きな改正があったもので、その3年後見直しというのは来年の4月と言われておりますけれども、認証期間を短くする、というような要望はあることはあります。したがって、全体で、という話になれば、そのときに国会で議論していく、という形にはなると思いますけれども、とりあえず仙台市を特区で先行、という形であれば、縦覧廃止は根幹にかかわる話ですので、縦覧期間の短縮であれば十分ありえるのではないかな、と考えております。以上でございます。

○八田座長 非常に前向きなご回答どうもありがとうございました。わたくしどももヒアリングしたときに、廃止ということはないでしょう。もし廃止するのであれば、そのあとで縦覧をきちんとやって取り消し、という仕組みが必要なのではないですか、ということをお願いするくらいですので、他のワーキンググループのメンバーも、今おっしゃっていただいたことは非常にリーズナブルだと思うと思います。それから、全体で変える、という道もある、ということですが、やはり特区で先行事例を作って、そして来年から審議されるときに、むしろ先例があった方が役に立つのではないかなとも思いますので、ぜひとも特区で先行させていただきたい、と思っております。

○内閣府（日下部参事官） おそらく、仮にこのまま戦略特区法案が通れば来年度あたりから施行されるのではないかと思います。NPO法改正は来年4月くらいから国会で議論して、おそらく早ければ来年の通常国会中に通ると思います。そのときに議員の方々がどういうふうに反応されるかはわかりませんが、先行といえば一部は先行ですが、ただ仙台市がやってみてどうなのか、というところまでの検証は難しいかと思いますが、仙台市だけ先行する、という形にはなります。

○八田座長 あとは事務局からは何かありますか。

○宇野参事官 これは法律改正になる、という理解でよろしいですか。特区法でNPO法の特例を法律上設ける、という理解で。

○内閣府（日下部参事官） 法律上設けないとできないことです。

○八田座長 では、本当にどうもありがとうございました。

以上